

写

利用者負担額等について（答申）

平成26年9月26日

羽村市子ども・子育て会議

利用者負担額等について

(答 申)

本会議は、平成26年7月28日に貴職から諮問された「利用者負担額等」について審議してきたが、このたび諮問項目について結論を得たので、ここに答申する。

平成26年9月26日

羽村市長 並木 心 殿

羽村市子ども・子育て会議

会長 松本 多加志

副会長 関 谷 博
委員 青 山 直 志
芦 塚 のぞみ
池 田 文 子
石 塚 健 市
岡 田 成 弘
川 嶋 恵理子
川 津 沙 織
小 林 あや子
島 津 彰 仁
永 井 英 義
西 田 雅 彦
橋 本 富 明
山 本 一 代

(五十音順)



はじめに

子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものとして、平成27年4月にスタートする方針が示されている。

新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるもので、具体的には、0.7兆円程度を子ども・子育て支援に充てることとされている。

また、「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、さらに0.3兆円超の財源が必要とされ、その確保が課題となっている。

市では、平成25年8月に当羽村市子ども・子育て会議を設置し、新制度において、市町村に策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」の策定等に関し、意見聴取がなされており、これまで、8回の会議を重ねてきた。

新制度では、幼児教育・保育に係る利用者負担については、市町村が定めることとされており、当子ども・子育て会議では、市長から諮問された利用者負担額等についても審議を行い、その結果を、このたび当会議の意見として取りまとめた。

[諒問事項]

利用者負担額等について

- (1) 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等
- (2) 学童クラブ育成料

目 次

1 「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」について	1
(1) 1号認定：教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担 (利用先：認定こども園、幼稚園)	1
(2) 2号、3号認定：保育認定を受けた子どもの利用者負担 (利用先：認定こども園、保育園、家庭的保育等)	2
2 「学童クラブ育成料」について	2
3 付帯意見	3
4 参考	4
(1) 現行の幼稚園等の利用者負担	4
(2) 現行の保育園等の利用者負担	4
(3) 現行の学童クラブの利用者負担	5
(4) 新制度における利用者負担について	6
おわりに	7
資料編	9
1 質問書（写し）	11
2 利用者負担額等の検討資料	12
3 子ども・子育て会議の審議経過	25
4 羽村市子ども・子育て会議委員名簿	26

1 「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」について

『結論』 子ども・子育て支援新制度への移行に際し、いずれも現行の負担水準を基本とすることが適当である。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育等を利用するに当たり、保護者は市町村に対して、子どもの年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの認定の申請を行い、認定を受けることとなる。

特に、これまで、認定こども園、幼稚園、家庭的保育については、施設・事業者と保護者の直接契約により利用されていたが、新制度では、直接契約に加え、市町村の認定が必要となり、現行の手続きに変更が生じ、利用者にも少なからず、影響が生じることとなる。

こうしたことから、利用者負担額等の審議においては、新制度への移行に際し、できる限り現行の負担水準を基本とすることが適当であるとの結論に至った。具体的には以下のとおり。

(1) 1号認定：教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担

(認定こども園、幼稚園)

幼稚園等の利用者負担については、これまで長い間、設置者毎に自由設定されていたが、新制度では市町村が統一した額として定める必要がある。このため、審議に際しては、現行の幼稚園等の利用者負担の水準を基本として国が示した所得に応じた基準額を拠り所とした。

新制度においては、既存の私立幼稚園に限り、当分の間、新制度に移行しなくても、私学助成として財政支援を受けることができる。国が7月に実施したアンケート結果においては、都内において平成27年度から新制度に移行すると回答した幼稚園（学校法人立）は、3.9%であった。こうしたことから、幼稚園等を利用する際の利用者負担の設定に当たっては、新制度に移行しない幼稚園の利用者負担との均衡も考慮する必要があると考えた。

その結果、市内幼稚園等の現行の利用者負担にも近い水準である、国が示した「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担（現時点ではイメージ）」を市における利用者負担額とすることが適当であるという結論に至った。

(2) 2号・3号認定：保育認定を受けた子どもの利用者負担

(認定こども園、保育園、家庭的保育等)

保育園については、児童福祉施設として法の定めに従い、長い間、市町村が統一の利用者負担を定めてきた経緯がある。羽村市においても、同様であり、現行水準を基本とするためには、所得税額を算定根拠とする現行の「羽村市保育園運営費徴収規則」に定める徴収基準額を新制度における保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額とすることが適当であるとの結論に至った。

なお、保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担については、新制度の趣旨を踏まえ、保育標準時間認定を受けた子どもの△1.7%を基本とすることが適当であるとの結論に至った。

2 学童クラブ育成料について

《結論》 現行の学童クラブ育成料の額を継続することが適当である。

放課後児童健全育成事業として実施している学童クラブの利用者負担の取り扱いは、新制度による影響を受けるものではないが、学童クラブは、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられている。

このため、市の学童クラブの育成料についても、前述の「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」と同様、新制度への移行時期ということを考慮し、現行の羽村市学童クラブ条例に定める育成料の額を継続することが適当であるとの結論に至った。

3 付帯意見

国が定める利用者負担額の水準は、平成27年度の予算編成過程を経て決定するとされている。

このため、市においては、当会議の答申に加え、国や東京都の今後の動向を注視し、利用者の負担軽減に資する措置等が示された場合には、そうした内容も踏まえて、利用者負担額を決定されることを望むものである。

当会議では、新制度への移行時であることを考慮して、「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」については、現行の利用者負担の水準を基本とすることが適当であるとの結論を導き出したところであるが、今後の新制度の運営状況により、一定期間が経過した後には、あらためて利用者負担の検証を行う必要があると考えている。

4 参 考

(1) 現行の幼稚園等の利用者負担

私立幼稚園は、私立学校に位置付けられ、入園料、保育料、給食費、施設維持費、行事費用等の実費徴収など、各設置者の判断により設定した利用者負担を保護者から徴収している。

羽村市の市民は、市内 7 つの私立幼稚園（認定こども園含む）と、市外 12（平成 26 年度）の幼稚園を利用している。幼稚園の利用者負担額は、施設によって異り、所得状況に関わりなく、入園料の他、定額を毎月の保育料として支払っている。

なお、児童教育の振興を図る観点から、市町村において保護者の所得状況に応じた「幼稚園就園奨励事業」を実施する場合には、国が所要経費の一部を補助している。

羽村市では「幼稚園就園奨励事業」を実施するとともに、「幼稚園保護者負担軽減補助事業」として、東京都の経費負担のある補助と市単独補助を合わせて実施している。

また、「幼稚園就園奨励事業」では、多子世帯については、基準内の 2 人目以降の子どもの保育料の負担軽減も行っている。

(2) 現行の保育園等の利用者負担

児童福祉法では、保護者の労働等によりその子どもが保育に欠ける場合、保護者からの申し込みにより、認可保育園において保育することが市町村の義務とされている。

このため、市町村は公立保育園における保育、又は私立の認可保育園に委託する保育を行い、保育所運営費の保護者負担分として、所得状況や子どもの年齢等に応じて保護者負担額を定め、市町村が徴収している。

羽村市においても、公立、私立を問わず保育園を利用する際の保護者負担額を市が定め、徴収している。保育園も、多子世帯については、基準内の 2 人目以降の子どもの保育料の負担軽減を行っている。

現在、羽村市が実施している家庭福祉員制度（保育ママ）は、市が定額の利用者負担額を定め、保護者からは、保育料の他、給食費等の実費を徴収している。

(3) 現行の学童クラブの利用者負担

学童クラブは、社会福祉法及び児童福祉法において、「放課後児童健全育成事業」に位置付けられ、市町村や民間事業者による事業が実施されており、利用者負担については、それぞれの事業主が定めている。

現在、羽村市内には、民間事業者による「放課後児童健全育成事業」は、実施されていない。羽村市が事業主として実施している12の公立学童クラブがあり、市が利用者負担を育成料として定め、保護者からは、月額育成料の他、延長育成料、おやつ代の実費を徴収している。

なお、生活保護世帯及び同一世帯で2人以上の児童が利用している場合等について、育成料の減免を行っている。

(4) 新制度における利用者負担について

- 新制度における利用者負担については、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準（額）を限度として、市町村が地域の実情に応じて定めることとされている。
- 利用者負担に関して国が定める基準（額）は、最終的に、平成27年度予算編成を経て決定するとされているが、新制度の円滑な移行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう利用者負担のイメージが示された。
- 新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し、その認定区分に応じたサービスを利用し、市町村が定めた利用者負担を支払うこととなる。
- 3つの認定区分
 - ・ 1号認定：教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
利用先 認定こども園、幼稚園
 - ・ 2号認定：満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、保護者の労働等「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合
利用先 認定こども園、保育園
 - ・ 3号認定：満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、保護者の労働等「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合
利用先 認定こども園、保育園、家庭的保育等

※2号認定・3号認定では、保護者の就労時間等に応じて保育標準時間認定（主にフルタイム就労を想定）と保育短時間認定（主にパートタイムの就労を想定）に区分され、利用者負担に差を設けている。

おわりに

新制度は、平成27年4月にスタートする方針が示されているものの、国による検討が遅れ、当会議の議論の過程においても、多くの具体的な内容が決定していないことが明らかとなった。

また、新制度における財政支援の水準が、現行より低額となってしまうという事態は大きく報道され、特に認定こども園において顕著となっていることが、当会議の委員からも報告された。量的拡充と質の改善を図るとされた新制度については、国は、早期に情報を提供し、必要な財源を確実に確保したうえで実施していくべきと考える。

さらに、スタート時点で解決できない様々な課題については、関係者の意見を聴き、必要な見直しを行うことが必要であり、真に一人ひとりの子どもの健やかな成長に資する制度となることを期待するものである。



資料編

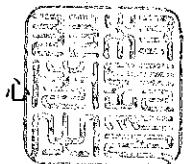
1 請問書（写し）



羽子子発第4514号
平成26年7月28日

羽村市子ども・子育て会議
会長 松本 多加志 殿

羽村市長 並木



利用者負担額等について(請問)

羽村市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第26号)第2条の規定に基づき、
下記事項について請問します。

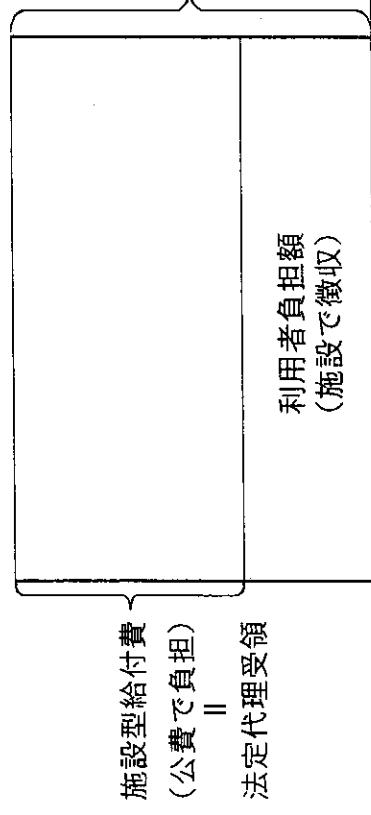
記

- 1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等について
- 2 学童クラブ育成料について

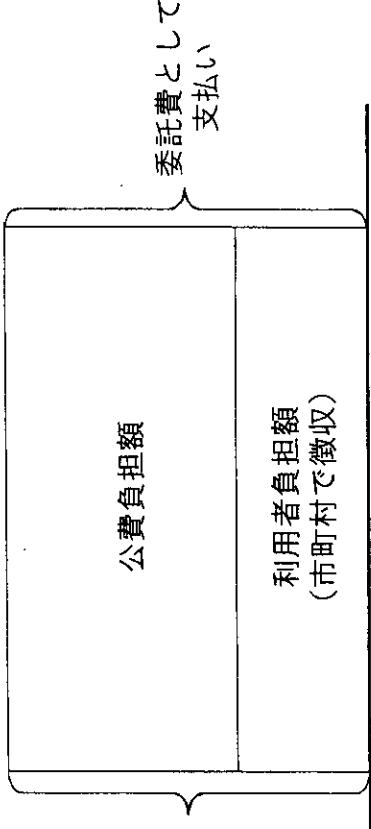
子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
(子ども子育て支援法27条、29条等)
- 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。
- この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】 『施設型給付』



『委託費』



利用者負担について

※赤字は子ども・子育て会議（第15回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第20回）
合同会議（平成26年5月26日開催）提出資料に追記・修正した部分

出典：子ども・子育て会議（第17回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第21回）合同会議（H26.7.31）資料抜粋

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされおり、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担にして国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進めらるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもには、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもには、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔・現行の利用者負担の水準を基本。〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯。

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)
 ・保育標準時間認定を受けた子どももは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どももは、「0.7」

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	保育標準時間	利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	—	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	101,000円	99,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）ただし、給付単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔・保育標準時間認定を受けた子どももは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どももの▲1.7%を基本に設定
円の範囲で実施する事項〕の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どももの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円



※②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
※④～⑧：前年分の所得割課税世帯であつて、その所得割額が各区分に該当する
※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ ただし、給付単価を限度とする。

保育園・幼稚園等の保育料

1 平成26年度羽村市保育園運営費保護者負担(保育料) (現行保育料は平成6年4月から改正なし)

各月初日の入園児童に属する世帯区分		3歳未満児の月額			3歳以上児の月額			
階層区分		定義	第1子	第2子※	第3子※	第1子	第2子※	第3子※
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C階層	1 市町村民税均等割のみの税世帯 2 所得割税額が6,000円未満の世帯 3 所得割税額が6,000円以上の世帯		3,800 4,400 5,200	1,900 2,200 2,600	0 0 0	2,800 3,600 4,400	1,400 1,800 2,200	0 0 0
D階層	1 所得税課税額が、2,000円未満の世帯 2 2,000円以上 6,000円未満の世帯 3 6,000円以上 12,000円未満の世帯 4 12,000円以上 17,000円未満の世帯 5 17,000円以上 23,000円未満の世帯 6 23,000円以上 28,000円未満の世帯 7 28,000円以上 33,000円未満の世帯 8 33,000円以上 42,000円未満の世帯 9 42,000円以上 50,000円未満の世帯 10 50,000円以上 66,000円未満の世帯 11 66,000円以上 83,000円未満の世帯 12 83,000円以上 102,000円未満の世帯 13 102,000円以上 135,000円未満の世帯 14 135,000円以上 170,000円未満の世帯 15 170,000円以上 202,000円未満の世帯 16 202,000円以上 235,000円未満の世帯 17 235,000円以上 290,000円未満の世帯 18 290,000円以上 345,000円未満の世帯 19 345,000円以上 455,000円未満の世帯 20 455,000円以上 570,000円未満の世帯 21 570,000円以上 680,000円未満の世帯 22 680,000円以上の世帯		6,400 7,600 8,800 10,200 11,800 13,400 15,000 16,800 18,600 20,800 23,200 25,600 27,800 30,000 32,200 34,400 36,400 38,000 39,600 41,200 42,200 42,800	3,200 3,800 4,400 5,100 5,900 6,700 7,500 8,400 9,300 10,400 11,600 12,800 13,900 15,000 16,100 17,200 18,200 19,000 19,800 20,600 21,100 21,400 22,000 22,200 22,400	0 0	5,200 6,000 6,800 7,600 8,600 9,600 10,600 11,600 12,600 13,600 14,600 15,600 16,600 17,600 18,600 19,400 20,200 20,800 21,400 22,000 22,200 22,400	2,600 3,000 3,400 3,800 4,300 4,800 5,300 5,800 6,300 6,800 7,300 7,800 8,300 8,800 9,300 9,700 10,100 10,400 10,700 11,000 11,100 11,200	0 0

※就学前(6年間)の子どもたち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが、保育園を利用する場合、保護者負担を軽減。2人目は半額、3人目以降は無料。

2 平成26年度羽村市家庭福祉員(保育ママ)利用時の保護者負担(保育料)

月額33,000円(このほか食事代等が必要)
※家庭福祉員(保育ママ)の利用対象者は3歳未満児。

26市保育料最高額調べ

NO	市名	3歳未満児	3歳以上児
1	八王子市	52,500円	28,200円
2	立川市	49,200円	22,700円
3	武藏野市	66,600円	37,200円
4	三鷹市	59,100円	26,700円
5	青梅市	62,000円	51,000円
6	府中市	52,000円	30,500円
7	昭島市	51,600円	28,500円
8	調布市	59,500円	33,700円
9	町田市	58,800円	37,200円
10	小金井市	46,000円	24,000円
11	小平市	43,900円	20,200円
12	日野市	42,700円	24,300円
13	東村山市	51,600円	27,400円
14	国分寺市	55,100円	25,900円
15	国立市	49,500円	25,000円
16	福生市	47,000円	27,100円
17	狛江市	59,600円	27,300円
18	東大和市	55,100円	26,780円
19	清瀬市	55,300円	34,500円
20	東久留米市	52,600円	25,300円
21	武藏村山市	47,100円	22,500円
22	多摩市	59,500円	27,900円
23	稲城市	49,200円	26,400円
24	羽村市	42,800円	22,400円
25	あきる野市	48,200円	26,700円
26	西東京市	46,000円	24,000円

保育料は月額の数値。

※ 保育料の年齢区分が0、1歳児、3歳児、4歳以上と3段階になっているので、3歳以上児最高額の欄には、3歳児の最高額を入力

平成26年度市内私立幼稚園保育料

単位：円

	入園料	保育料	3年間の保護者負担額 (a)	1年間あたりの平均保護者 負担額 (b) = (a ÷ 3年)	実費徴収分(c) (3年間の平均月額)	1か月あたりの平均保護者 負担額 = (b ÷ 12月+c)
A	90,000	年少25,000円×12ヶ月 年中24,000円×12ヶ月 年長23,000円×12ヶ月	954,000	318,000	1,777	28,277
B	100,000	25,000円×36ヶ月	1,000,000	333,333	5,500	33,278
C	80,000	21,000円×36ヶ月	836,000	278,666	1,750	24,972
D	80,000	20,000円×36ヶ月	800,000	266,666	250	22,472
E	80,000	22,000円×36ヶ月	872,000	290,666	2,400	26,622
F	80,000	20,000円×36ヶ月	800,000	266,666	665	22,887
G	80,000	20,000円×36ヶ月	800,000	266,666	2,292	24,514

※ 市外幼稚園 12園で市民が利用。各園の定めた保育料を支払っている。

※ 各料金については、きょうだい同時入園割引は適用しないものとして算出している。

※ 平成26年度の料金を基に、3年保育を利用した場合で算出している。

※ 実費徴収分については、各園から提出された園則に規定されているもので算出している。

平成26年度羽村市の幼稚園保護者の保育料負担額のイメージ

【第1子】

単位：円/年

市民税額	※1 幼稚園全国平均保育料 A	羽村市補助・助成金		保護者実負担額 ※他に実費あり	
		保育料月額	①就園奨励費(国・市)	②保護者負担軽減(都・市)	奨励費補助のみ(A-①)
生活保護世帯	308,000	25,667	308,000 0 (115,200)	0	0
市民税非課税世帯			199,200 108,800 (115,200)	108,800 (9,067)	0
市民税所得割税額が77,100円以下の世帯			115,200 94,800	192,800 (16,067)	98,000 (8,167)
市民税所得割税額が211,200円以下の世帯			62,200 82,800	245,800 (20,483)	163,000 (13,583)
市民税所得割税額が256,300円以下の世帯			0 69,600	308,000 (25,667)	238,400 (19,867)
上記の所得を超える場合			0 40,800	308,000 (25,667)	267,200 (22,267)

※カッコ内は限度額

※カッコ内は月額

【第2子】※2

市民税額	※1 幼稚園全国平均保育料 A	羽村市補助・助成金		保護者実負担額 ※他に実費あり	
		保育料月額	①就園奨励費(国・市)	②保護者負担軽減(都・市)	奨励費補助のみ(A-①)
生活保護世帯	308,000	25,667	308,000 0 (115,200)	0	0
市民税非課税世帯			253,000 55,000 (115,200)	55,000 (4,583)	0
市民税所得割税額が77,100円以下の世帯			211,000 97,000 (115,200)	97,000 (8,083)	0
市民税所得割税額が211,200円以下の世帯			185,000 108,000	123,000 (10,250)	15,000 (1,250)
市民税所得割税額が256,300円以下の世帯			154,000 100,800	154,000 (12,833)	53,200 (4,433)
上記の所得を超える場合			154,000 40,800	154,000 (12,833)	113,200 (9,433)

※カッコ内は限度額

※カッコ内は月額

【第3子】※2

市民税額	※1 幼稚園全国平均保育料 A	羽村市補助・助成金		保護者実負担額 ※他に実費あり	
		保育料月額	①就園奨励費(国・市)	②保護者負担軽減(都・市)	奨励費補助のみ(A-①)
生活保護世帯	308,000	25,667	308,000 0 (115,200)	0	0
市民税非課税世帯				0	0
市民税所得割税額が77,100円以下の世帯				0	0
市民税所得割税額が211,200円以下の世帯				0	0
市民税所得割税額が256,300円以下の世帯				0	0
上記の所得を超える場合				0	0

※カッコ内は限度額

※1 幼稚園全国平均保育料は、入園料を含む。

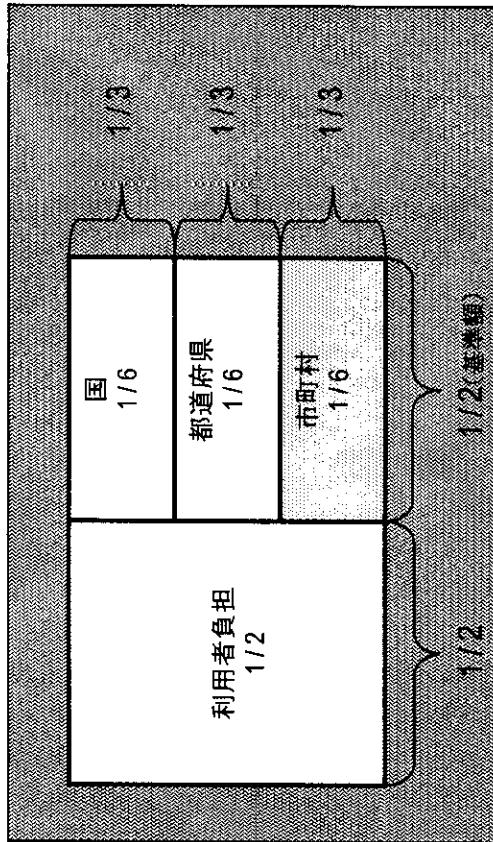
※2 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園を利用している場合に保護者負担を軽減。
(対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間)
奨励費補助を差し引いた額で2人目は半額、3人目以降は無料となる。

放課後児童クラブにおける利用者負担について

- 放課後児童クラブは、運営費の1／2相当を公費負担とし、残りの1／2相当を利用者負担としている。
- 利用者負担額については、月額4,000円～8,000円の間で設定されている割合が高い。

<平成23年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

<運営費の考え方>



※国(1/6)は事業主拠出金財源

利用者負担 (月額)	割合(2011年)
2,000円未満	3.9%
2,000～4,000円未満	14.3%
4,000～6,000円未満	28.3%
6,000～8,000円未満	24.6%
8,000～10,000円未満	12.1%
10,000～12,000円未満	7.2%
12,000～14,000円未満	4.2%
14,000～16,000円未満	2.7%
16,000円以上	2.7%

羽村市の放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の育成料

年度	育成料(月額)	クラブ数	月平均登録児童数 (一日平均登所児童数)
H 11	4,000円 (2子以降は2,500円)	7	314 (191)
12	4,000円	8	317 (173)
13	4,000円	8	357 (212)
14	4,000円	8	380 (230)
15	4,000円	8	399 (244)
16	4,000円	8	419 (259)
17	4,000円	8	458 (263)
18	4,000円	9	494 (315)
19	4,000円	9	534 (340)
20	4,000円	9	560 (352)
21	4,000円	9	569 (352)
22	4,000円	11	581 (357)
23	4,000円	12	604 (370)
24	4,000円	12	540 (325)
25	4,000円 (延長定期利用 1,500円) (一時利用 200円/回)	12	516 (302)

※おやつ代は、月額1,500円実費徴収

平成24年度 各市の育成料(保育料)

市町村名	金額(月額)	備考
八王子市	7,000円	
立川市	4,000円	
武藏野市	5,000円	
三鷹市	6,000円	
青梅市	5,000円	
府中市	5,000円	
昭島市	4,500円	
調布市	5,000円	
町田市	6,000円	
小金井市	9,000円・7,000円・5,000円・3,000円	
小平市	5,500円	
日野市	5,000円	
東村山市	5,500円	
国分寺市	7,500円～2,500円の4段階	
国立市	6,500円・5,000円・3,500円・2,500円	
福生市	4,000円	
狛江市	4,000円	
東大和市	4,500円	
清瀬市	5,000円	
東久留米市	5,000円	
武藏村山市	6,500円	
多摩市	5,000円	
稲城市	5,000円	
羽村市	4,000円	
あきる野市	3,000円	
西東京市	4,000円	

9,000円:	1市
7,500円:	1
7,000円:	1
6,500円:	2
6,000円:	2
5,500円:	2
5,000円:	9
4,500円:	2
4,000円:	5
3,000円:	1

出典：東京都各市町学童クラブ実施状況調査（H25.10）

3 子ども・子育て会議の審議経過 (利用者負担額等の諮問に関する審議経過)

日 程	開 催 日	審 議 内 容 等
第 1 回	平成 26 年 7 月 28 日 (月)	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 利用者負担額等の現状説明
第 2 回	平成 26 年 8 月 18 日 (月)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者負担額等について審議
第 3 回	平成 26 年 9 月 18 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者負担額等の答申（案）について審議
答 申	平成 26 年 9 月 26 日 (金)	<ul style="list-style-type: none">・ 答申書を市長に提出

4 羽村市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	構 成	所 属 等	氏 名
1	知識経験者	武藏野短期大学 幼児教育学科長	◎松 本 多加志
2		マーカス税理士法人 会計士・税理士	西 田 雅 彦
3	市内教育施設の代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 園長	池 田 文 子
4		羽村市立小学校校長会 羽村市立富士見小学校 校長	青 山 直 志
5	市内保育施設の代表者	羽村市私立保育園協議会 羽村まつの木保育園 園長	橋 本 富 明
6		特定非営利活動法人 子育て支援総合施設こころ 理事長	山 本 一 代
7	子どもの保護者	羽村市私立幼稚園保護者連合会 さかえ幼稚園保護者会	芦 塚 のぞみ
8		羽村市私立保育園保護者の代表者 玉水保育園保護者会	島 津 彰 仁
9	公共的団体の代表者	羽村市社会福祉協議会 顧問	○関 谷 博
10		羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会	小 林 あや子
11		東京都立川児童相談所 所長	石 塚 健 市
12	市内事業所の代表者	日野自動車株式会社羽村工場	岡 田 成 弘
13		株式会社ジェイテクト東京工場	川 嶋 恵理子
14	市民公募委員	公募	永 井 英 義
15		公募	川 津 沙 織

◎会長、○副会長

